

建設経済常任委員会会議録

令和5年12月5日

寒川町議会

出席委員 横手委員長、山上副委員長
新村委員、青木委員、小泉委員、太田委員、柳下委員、橋本委員、関口委員
天利議長

説明者 畠山都市建設部長、勝又道路課長、栢沼技幹、彦坂副技幹
案 件

(付託議案)

1. 議案第73号 町道路線の認定について
2. 議案第74号 町道路線の廃止について

午前9時00分 開会

【横手委員長】 おはようございます。ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり付託議案2件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第73号 町道路線の認定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 皆様、おはようございます。それでは、都市建設部道路課が所管いたします付託議案第73号 町道路線の認定について、勝又道路課長より説明いたしますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【横手委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 それでは、案件1、議案第73号 町道路線の認定につきましてご説明申し上げます。タブレットの01をご覧ください。今回の路線認定は、開発行為による帰属道路の2路線でございます。提案理由としましては、道路法第8条第2項の規定により道路の認定を提案申し上げるものでございます。

3ページをご覧ください。こちらは1路線目の案内図で一之宮123号線、場所は景観寺の南側で寒川高校との間付近でございます。

4ページの路線認定の図面をご覧ください。1本目、路線番号02123、路線名は一之宮123号線、起点は田端一之宮31号線に接続しております一之宮九丁目908の15番地先、終点は西に突き当たります一之宮九丁目908の6番地先まで、幅員は4.5から5.0メートル、延長は62.4メートルでございます。

次に、5ページの現況写真をご覧ください。上段は起点から終点を、下段は終点から起点に向け撮影

した写真でございます。

続きまして、タブレットの6ページをご覧ください。こちらは2路線目の案内図で宮山141号線、場所はレンゴー湘南工場の南側でございます。

7ページの路線認定図をご覧ください。2本目、路線番号09141、路線名は宮山141号線、起点は宮山52号線に接続しております宮山3229の8番地先、終点は西に突き当たる宮山3229の12番地先まで、幅員は4.0から4.5メートル、延長は44.8メートルでございます。

次に、8ページの現況写真をご覧ください。上段は起点から終点を、下段は終点から起点に向け撮影した写真でございます。

説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

関口委員。

【関口委員】 今の宮山の関係での路線なんだけれども、8ページの写真で終点から起点の写真がありますけれども、この手前のところの砂利になっているところは、道路とは関係なく私有地になるのか、それで舗装がされていないということでもいいのか、その確認だけさせてください。

【横手委員長】 栢沼技幹。

【栢沼技幹】 今のお話の左側の砂利に見える箇所につきましては、宅地になりますので民地になります。砂利と、その先に地先のブロックが並んでいるかと思うんですけども、これが舗装止めになりますので、そこまでが町道になります。

以上になります。

【横手委員長】 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第74号 町道路線の廃止についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

島山都市建設部長。

【島山都市建設部長】 それでは、続きまして付託議案第74号 町道路線の廃止について、勝又道路課長より説明いたしますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【勝又道路課長】 それでは、案件の2、議案第74号 町道路線の廃止につきましてご説明申し上げます。タブレットの02-1をご覧ください。今回の路線廃止は、土地交換に伴います宮山102号線の1路線でございます。提案理由としましては、道路法第10条第3項の規定により道路の廃止を提案申し上げます。

3ページをご覧ください。こちらは案内図で、場所は宮山神社の西側の南北道路でございます。

4ページ、路線廃止図をご覧ください。路線番号09102、路線名は宮山102号線。起点は町道大蔵宮山8号線に接続しております宮山3851の2番地先、終点は北側の宮山29号線に突き当たる宮山3917の1番地先まで、幅員は4.2から6.8メートル、延長55.9メートルでございます。

次に、5ページの現況写真をご覧ください。上段が起点から終点を、下段は終点から起点に向け撮影

した写真でございます。

なお、本件につきましては、寒川神社より、当該地周辺の修景向上に合わせ、宮山神社西側に公共性を有するオープンスペースを確保し、歩行者の安全性向上を図ることを目的に、町道宮山102号線及び隣接する水路敷と寒川神社が所有する土地との交換につきまして提案がございました。本年9月会議の建設経済常任委員会協議会にてご報告させていただいたところでございます。その後、11月21日火曜日の夜と11月26日日曜日の午前中の2日間におきまして、関係しております宮山地域の宮山下町内会、宮山馬場町内会、宮山雷町内会の方々を対象にしまして、宮山地域集会所にて説明会を開催しております。その結果、土地の交換については特に異論はございませんでした。

続きまして、土地交換案につきまして、少し詳しく説明させていただきたいと思っております。なお、水路敷の廃止につきましては議決の対象ではございませんが、併せて説明させていただきます。タブレットの資料02-2町道路線の廃止をご覧ください。

まず、1ページでございますが、こちらは案内図、2ページが公図に土地の交換案を色分けした図面で、オレンジ色に塗られている部分が廃止いたします道路敷216.01平方メートル、ブルーが水路敷の126.67平方メートル、合計で342.68平方メートルの町の所有地につきまして、ピンク色で塗られております付け替え道路敷と記載されております寒川神社の所有地と交換するものでございます。3ページ以降の現況写真に合わせて詳しく説明させていただきます。

まず、3ページでございます。廃止する道路の起点を南側から北側に向け撮影した写真で、オレンジ色に囲われたところが宮山102号線、ブルーが廃止する水路敷、ピンク色の部分が付け替えする予定のところでございます。

続きまして4ページ、同じく宮山102号線の間付近でございます。左手に見えます住宅につきましても、土地も含め寒川神社の所有となっております。

続きまして5ページ、宮山102号線の終点でございます。中央付近の宮山29号線と書いてある文字の上にマンホールが見えると思うんですが、そちらから102号線の南側に向けまして、φ200の污水管が埋設されております。同様に、宮山29号線の右手に見えるグレーチングがある横断側溝から南側に向けまして、起点のほうまでブルーの水路敷に雨水管φ600が埋設されております。この污水管及び雨水管につきましては、道路及び水路が廃止される際に土地の権利は寒川神社に移りますが、地上権を設定することにより、従前の機能は残り維持管理できるよう、登記する際に整える予定となっております。

続きまして、6ページ、7ページ、8ページ、同様なんですが、寒川神社から参集殿に向け撮影した写真でございます。ピンク色に囲われた部分に道路の付け替えを予定してございます。

続きまして、9ページは宮山神社の北側、宮山29号線の起点付近でございます。現在グリーンに塗られている左手の部分、南側について、寒川神社が自主後退している土地でございまして、その部分につきましても付け替え、ピンク色に塗られているところでございます。

10ページも同様に、道路の南側、現在、寒川神社の駐車場となっているピンク色の部分に付け替えということで、約2メートルほど拡幅される予定となっております。

続きまして、11ページと12ページをご覧ください。こちらの図面で今回の土地交換によるメリットについてご説明させていただきたいと思っております。図面のA、Bにつきましては、道路敷と水路敷は廃止と

ということになります。北側の町道宮山29号線のマルEとマルCは、現在の道路幅員が3.6から3.8メートルでございますが、約6メートルに広がる予定でございます。今のところ車道は4.5メートル、歩行者が通るスペースとして両側に75センチの路側帯を設け、歩行者の安全確保及び違法駐車対策のため、部分的に車止めを設置する考えであります。また、南側の町道大蔵宮山8号線のマルEの部分につきましては、よりスムーズに歩行者の移動ができるよう動線を考慮し、歩道の再整備をする予定でございます。その結果、現在より歩行者の安全性が向上するよう計画しているところでございます。

なお、以上の整備につきましては、土地交換の原因者である寒川神社の費用負担で工事を進めてまいります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本会議におきまして道路廃止の決定を賜りました際に、道路法に基づき路線廃止の告示を行います。その後、土地の権利につきまして登記手続を進め、権利が移動した後、寒川神社にて自費工事の申請を提出していただき、工事に着手する予定でございます。

説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

関口委員。

【関口委員】 今の課長の説明の中でありました一番最後のA、B、C、D、Eまで書かれている中で歩道が再整備されるという、この神社の近辺で一番細くて、歩行者が一番多い道路になるんですが、参集殿に行くのに通られる道になるんですけども、これが現況だと非常に狭くて、2人が2列になっていったらそれでいっぱいかなという感じがするんですが、ここが今の説明だと若干広がるような感じがするんですが、歩行者の安全確保ということを含めて、どのくらい広がるのか教えていただけますか。

【横手委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 南側の部分の歩道の再整備のことについてご説明申し上げます。資料の7ページをご覧くださいでしょうか。今、関口委員おっしゃったとおり、こちらの写真で申し上げますと、両側にフェンスといいますか、左手は石で作られた横断防止柵のようなものがあって、右手に擬木で転落防止柵が設置されていると思うんですが、まずは左手のフェンス、こちらは玉垣と呼んでいる部分なんですが、こちらについては寒川神社で設置したものでございますので、民地でございます。ですので、今後、官地になるに当たりまして、こちらでは管理できるような、安全性を確保できるものではないので一度撤去します。それで、歩車道境界ブロックに設置し直してもらいます。ですので、まず圧迫感が取れるというところ。それと、右手の擬木についても一旦撤去して、擬木の右手の今、菖蒲園になっている部分についても、寒川神社さんのほうで、歩道のようなオープンスペースになるということでございますので、歩道自体の有効幅員としては約2メートル取れるような形になります。それと、右手も歩道のような形になりますので非常に広く、狭くても3メートル、4メートル程度の歩道になるような計画でございます。

以上です。

【横手委員長】 関口委員。

【関口委員】 それと、課長、6ページでピンクの部分があるよね。ブルーの部分は分からないのでブルーの部分はいいんだけど、ピンクの部分の左側の石垣というか、玉垣のところは取れるとい

う話ですね。ごめんね、こういうやり取りしてちゃいけないよな。

右側のピンクのところ、四角く長くあるんですが、この角の石垣というか、宮山神社さんのほうの塀がありますよね。ここところが若干、玉垣を取った部分が広がるというのと、それから右側のほうの石垣も、若干宮山神社さんのほうも広がるという捉え方でいいのか。もう1回その辺の説明をいただきたいんだけど。実際には歩道として、参集殿に行く歩道が、要は今、八福があるところまでがちょっと狭いんだよね。八福の前に行くのと広がりますから、それまでの間が、今の課長の話だと2メートルくらいになるということなのか、その辺も含めてもう1回教えてほしいんだけど。

【横手委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 すみません、説明が足りませんで。6ページの写真で申し上げますと、右手に見えます玉垣、角の玉垣の部分は、今の話合いの中では撤去するというので、手前にございます横断歩道が、右手側がちょっと切れているんですが、4メートルの歩道が設置されているんですけども、その部分までは玉垣は撤去すると、右側の壁、宮山神社の壁は撤去するというのでございます。今現在、緑色に塗られている歩道については、公共の官地としての歩道が約2メートル、その右手に玉垣の部分を潰して、オープンスペースとして、宮山神社の敷地の中ですが、歩道形態という形で広げるということで、参集殿に向けてそのような形で、同じような幅員で。若干途中で大木がある部分については少し狭いんですが、基本的にはそのような4メートル前後の歩道、官地と宮山神社の敷地を含めて、合わせて4メートル程度の幅員の歩道形態となるような予定でございます。

【横手委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。要は、左側の玉垣のところも撤去されるんだけど、右側の宮山神社さんのほうの丸い丸太みたいなフェンスみたいな、この辺もちょっと宮山神社さんのほうに入り込んでの歩道拡幅になるということでもいいわけね。

そうすると、寒川神社さんはいいいんですが、宮山神社さんの氏子さんがこれをオーケーしたのか。そこまで入り込むということで、宮山神社さんの敷地の中に入りますから。寒川神社さんがオーケーしているということは、今の町との話合いの中でいいんですけども、要は宮山神社さんのほうの氏子さんがどこまで納得されていたのかなということがちょっと心配で。中に入るということになると、例えばここの中にある街路灯みたいな照明も撤去という形になったり、中に入ったときに神社さんの敷地の中で支障が起きないかどうか、宮山神社さんのほうがね。併せて、氏子さんの納得が取れているのかどうか、議長に聞いちゃったほうが早いのかもしらんけれども、その辺を教えていただきたいと思うんです。その辺は地元等の説明会の話在先ほど聞きましたけれども、併せて大事なのは、宮山神社さんの氏子さんがどこまでご理解いただいているかということも非常に大事になってくると思いますので、その辺の説明をいただけませんか。

【横手委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 宮山神社の氏子さんの承諾というお話でございますが、我々の把握している範疇ではないので、はっきりしたことはお答えできない状況でございます。ただ、氏子さんが多数お住まいであろう宮山の地域の180戸、宮山下、馬場、雷、地域の方に実はお知らせを全戸配布しております。こちらの資料で申し上げますと、11ページのような土地交換のイメージ図を添付してお知らせ、こうい

った経緯で寒川神社さんから提案のお話がありますので、説明会を開催しますというお知らせを配布しておりまして、その結果、特段問題ないということで、説明会でも特段ご意見はなく、問合せ等もございませんでしたので、おおむね了承されているのかなと思われるところです。そこまでしかこちらとしては把握していない状況でございます。

あと、宮山神社の敷地についても、当然寒川神社さんの所有の土地でございますので、そういったことを加味しますと、おおむね了承していらっしゃるのかなど。あるいは、これから氏子さん皆さんに説明してご了解を得ていく、寒川神社のほうでこういった計画があるということで、お話を進めていくものかと思われます。

【横手委員長】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定ですが、討論のための休憩について、いかがいたしましょうか。このまま続行してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【横手委員長】 では、このまま続行させていただきます。

では、これより討論に入ります。まず、議案第73号 町道路線の認定について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第74号 町道路線の廃止について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。
以上で本日の議題は終了いたします。

これもちまして、建設経済常任委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

午前9時29分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 6年 2月 20日

委員長 横手 旭